

(1) 基本診療料の施設基準

- ・急性期一般入院料6
- ・療養病棟入院基本料1
(看護補助体制充実加算1,経腸栄養管理加算)
- ・障害者施設等入院基本料 10:1
(看護補助体制充実加算1,夜間看護体制加算)
- ・救急医療管理加算
- ・診療録管理体制加算2
- ・医師事務作業補助体制加算2(50対1)
- ・特殊疾患入院施設管理加算
- ・療養環境加算
- ・重症者等療養環境特別加算
- ・療養病棟療養環境加算1
- ・医療安全対策加算1
(医療安全対策地域連携加算1)
- ・感染対策向上加算2
(連携強化加算)(サーベイランス加算)
- ・患者サポート体制充実加算
- ・後発医薬品使用体制加算1
- ・データ提出加算2・4
- ・入退院支援加算1
(地域連携診療計画加算1,入院時支援加算)
- ・認知症ケア加算1
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・排尿自立支援加算
- ・回復期リハビリテーション病棟入院料2
- ・地域包括ケア病棟入院料2及び地域包括ケア入院医療管理料2
(看護職員配置加算,看護補助体制充実加算)
- ・リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算
- ・初診料(歯科)の注1に掲げる基準
- ・歯科外来診療医療安全対策加算1
- ・歯科外来診療感染対策加算1

(2) 特掲診療料の施設基準

- ・糖尿病合併症管理料
- ・糖尿病透析予防指導管理料
- ・ニコチン依存症管理料
- ・療養・就労両立支援指導料の注3に規定する相談支援加算
- ・がん治療連携指導料
- ・外来排尿自立指導料
- ・薬剤管理指導料
- ・医療機器安全管理料1
- ・二次性骨折予防継続管理料2・3
- ・持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合)及び皮下連続式グルコース測定
- ・歯科疾患在宅療養管理料の注4に規定する在宅総合医療管理加算及び在宅患者歯科治療時医療管理料
- ・歯科疾患管理料の注11に規定する総合医療管理加算及び歯科治療時医療管理料
- ・歯科技工士連携加算1及び光学印象歯科技工士連携加算
- ・検体検査管理加算(Ⅰ)・(Ⅱ)
- ・時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ・神経学的検査
- ・CT撮影及びMRI撮影
- ・無菌製剤処置料
- ・心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・歯科口腔リハビリテーション料2
- ・CAD/CAM冠
- ・光学印象
- ・有床義歯修理及び有床義歯内面適合法の歯科技工加算1及び2
- ・クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6
(歯科点数表第2章第9部の通則4を含む。)に掲げる手術
- ・入院時食事療養(Ⅰ)
- ・入院時生活療養(Ⅰ)
- ・看護処遇改善評価料25
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ・歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ・入院ベースアップ評価料(54)